

目標設定型排出量取引制度における検証機関登録申請ガイドライン 新旧対照表

(R2.4)

改正後			改正前		
p. 17～19 表 1			p. 17～19 表 1		
登録区分	新規登録	更新登録	登録区分	新規登録	更新登録
目標設定ガス・基準量	<p>登録を申請した日から過去 3 年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における特定ガス・基準量登録区分での検証業務</li> <li>省エネルギー診断業務</li> <li>ISO14001 規格に基づく第三者審査業務</li> <li>ISO50001 規格に基づく第三者審査業務</li> <li>京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE (指定運営組織) における、有効化審査業務若しくは検証業務 オフセット・クレジット (J-VER) 制度、J-クレジット制度又は先進対策の効率的実施による CO<sub>2</sub> 排出量大幅削減事業設備補助 (以下「ASSET」という。) における検証業務</li> </ul>	<p>登録を申請した日から過去 3 年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における特定ガス・基準量登録区分での検証業務</li> </ul>	目標設定ガス・基準量	<p>登録を申請した日から過去 3 年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都総量削減義務と排出量取引制度 (以下「東京都制度」という。) における特定ガス・基準量登録区分での検証業務</li> <li><u>東京都制度における暫定 7 号区分での検証の業務</u></li> <li>省エネルギー診断業務</li> <li>ISO14001 規格に基づく第三者審査業務</li> <li>ISO50001 規格に基づく第三者審査業務</li> <li>京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE (指定運営組織) における、有効化審査業務若しくは検証業務</li> <li><u>試行排出量取引スキーム、国内クレジット (国内 CDM) 制度、環境省自主参加型国内排出量取引制度、オフセット・</u></li> </ul>	<p>登録を申請した日から過去 3 年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における特定ガス・基準量登録区分での検証業務</li> <li><u>東京都制度における暫定 7 号区分での検証業務</u></li> </ul>

					クレジット(J-VER)制度、J-クレジット制度又は先進対策の効率的実施によるCO <sub>2</sub> 排出量大幅削減事業設備補助(以下「ASSET」という。)における検証業務	
県内外削減量	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における都内外削減量登録区分での検証業務</li> <li>省エネルギー診断業務</li> <li>ISO14001規格に基づく第三者審査業務</li> <li>ISO50001規格に基づく第三者審査業務</li> <li>京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOE(指定運営組織)における、有効化審査業務又は検証業務</li> <li>オフセット・クレジット(J-VER)制度、J-クレジット制度又はASSETにおける検証業務</li> </ul> <p>又は、次の業務について、合計で1年以上従事していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー・CO<sub>2</sub>削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業</li> </ul>	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証業務(※2)東京都制度における都内外削減量登録区分での検証業務</li> </ul> <p>東京都制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証業務(※2)</p>	県内外削減量	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における都内外削減量登録区分での検証業務</li> <li>省エネルギー診断業務</li> <li>ISO14001規格に基づく第三者審査業務</li> <li>ISO50001規格に基づく第三者審査業務</li> <li>京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOE(指定運営組織)における、有効化審査業務又は検証業務</li> <li>試行排出量取引スキーム、国内クレジット(国内CDM)制度、環境省自主参加型国内排出量取引制度、オフセット・クレジット(J-VER)制度、J-クレジット制度又はASSETにおける検証業務</li> </ul> <p>又は、次の業務について、合計で1年以上従事していること。</p>	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における都内外削減量登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証業務(※2)</li> </ul>	

	務、若しくは、これに類する業務			<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー・CO<sub>2</sub>削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務、若しくは、これに類する業務</li> </ul>	
その他ガス削減量	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が3件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証業務</li> <li>IS014001規格に基づく第三者審査業務</li> <li>IS050001規格に基づく第三者審査業務</li> </ul> <p>京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOE(指定運営組織)における、有効化審査業務又は検証業務(エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外のガスの削減に係るプロジェクトに対する業務に限る。)</p>	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が3件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証業務</li> </ul>	その他ガス削減量	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が3件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証業務</li> <li>IS014001規格に基づく第三者審査業務</li> <li>IS050001規格に基づく第三者審査業務</li> <li>京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOE(指定運営組織)における、有効化審査業務又は検証業務(エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外のガスの削減に係るプロジェクトに対する業務に限る。)</li> </ul>	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が3件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証業務</li> </ul>
電気等環境価値保有量	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における電気等環境価値保有量登録区分で</li> </ul>	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での</li> </ul>	電気等環境価値保有量	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証の業務</li> <li>東京都制度における電気等環境価値保有量登録区分で</li> </ul>	<p>登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での</li> </ul>

	<p>の検証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン電力証書制度における認証業務</li> <li>京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE（指定運営組織）における、有効化審査業務又は検証業務</li> </ul> <p>オフセット・クレジット(J-VER)制度、J-クレジット制度又は ASSET における検証業務(再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。)</p>	<p>検証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都制度における電気等環境価値保有量登録区分での検証業務</li> <li>本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証業務</li> </ul> <p>本制度又は東京都制度における優良事業所への適合（第1区分又は第2区分）の登録区分での検証業務</p>		<p>の検証の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン電力証書制度における認証業務</li> <li>京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE（指定運営組織）における、有効化審査業務又は検証業務</li> <li><u>国内クレジット（国内 CDM）制度</u>、オフセット・クレジット(J-VER)制度、J-クレジット制度又は ASSET における検証業務(再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。)</li> </ul>	<p>検証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都制度における電気等環境価値保有量登録区分での検証業務</li> <li>本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証業務</li> <li>東京都制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証業務</li> <li>本制度又は東京都制度における優良事業所への適合（第1区分又は第2区分）の登録区分での検証業務</li> </ul>
<p>優良事業所基準への適合 (第1区分) (第2区分)</p>	<p>エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は、技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学））のうち、いずれかの資格を有すること。<u>合わせて、次の業務についていずれかに従事していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>本制度又は東京都制度における優良事業所基準への適合の検証業務に3年以上従事（※3）していること。</u> <u>なお、第1区分事業所の検</u></li> </ul>	<p>登録を申請した日から過去5年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が1件以上であること。 <u>なお、案件については第1区分事業所及び第2区分事業所の別を問わない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度又は東京都制度における同登録区分での</li> </ul>	<p>優良事業所基準への適合 (第1区分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は、技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学））のうち、いずれかの資格を有し、かつ、<u>省エネルギー・CO<sub>2</sub>削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務(第1区分に該当する事業所に対する業務に限る。)</u>に3年以上従事していること</li> </ul>	<p>登録を申請した日から過去5年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が1件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度における同登録区分での検証業務</li> <li><u>東京都制度における優良事業所基準への適合（第1区分）登録区分での検証業務</u></li> </ul>

	<p><u>証と第2区分事業所の検証は別とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>省エネルギー・CO2削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務(それぞれの区分に該当する事業所に対する業務に限る。)に3年以上従事していること。</u></li> </ul>	<p>検証業務</p>	<p><u>優良事業所基準への適合(第2区分)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は、技術士(電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理(電気電子、機械、衛生工学))のうち、いずれかの資格を有し、かつ、省エネルギー・CO<sub>2</sub>削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務(第2区分に該当する事業所に対する業務に限る。)に3年以上従事していること</u></li> </ul>	<p><u>登録を申請した日から過去5年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が1件以上であること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本制度における同登録区分での検証業務</u></li> <li>・ <u>東京都制度における優良事業所基準への適合(第2区分)登録区分での検証業務</u></li> </ul>
--	---	-------------	---------------------------------	--	--

※1 要領第16条第2項の規定により有効期間が変更された場合にあつては、産前産後休暇又は育児休業(以下、「産休・育休」という。)の期間を除いた3年間又は5年間。詳細は、「第2部 第3章3 登録の有効期間」を参照のこと。

※2 登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分及び東京都制度における特定ガス・基準量での登録区分での検証業務を除いた案件の合計が10件に満たない場合は、要領別表第2に定める県内外削減量(更新講習会)の科目を全て受講する必要がある。

※3 登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、担当した案件の合計が3件以上であれば3年以上従事したとみなす。

業務経験の件数についての考え方は、次のとおりである。

【同一年度同一事業所での業務でも各1件とみなせるもの】

- ・ IS014001：登録審査、定期審査又は更新審査を行ったごとに各1件とみなす。
- ・ J-VER：妥当性確認業務又は検証業務を行ったごとに各1件とみなす。

※1 要領第16条第2項の規定により有効期間が変更された場合にあつては、産前産後休暇又は育児休業(以下、「産休・育休」という。)の期間を除いた3年間又は5年間。詳細は、「第2部 第3章3 登録の有効期間」を参照のこと。

※2 登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分及び東京都制度における特定ガス・基準量での登録区分での検証業務を除いた案件の合計が10件に満たない場合は、要領別表第2に定める県内外削減量(更新講習会)の科目を全て受講する必要がある。

業務経験の件数についての考え方は、次のとおりである。

【同一年度同一事業所での業務でも各1件とみなせるもの】

- ・ IS014001：登録審査、定期審査又は更新審査を行ったごとに各1件とみなす。
- ・ J-VER：妥当性確認業務又は検証業務を行ったごとに各1件とみなす。
- ・ J-VETS：有効化検証又は排出量検証を行ったごとに各1件とみなす。
- ・ 国連 CDM：有効化審査又は検証・認証を行ったごとに各1件とみなす。

- ・国連 CDM：有効化審査又は検証・認証を行ったごとに各 1 件とみなす。
- ・JI：妥当性検証又は排出削減量検証を行ったごとに各 1 件とみなす。
- ・設備認定又は電力量認証を行ったごとに各 1 件とみなす。
- ・モニタリング計画の有効化検証又は基準排出量（削減量）を行ったごとに各 1 件とみなす。

p. 25～26

書類名等	媒体	部数	留意事項
「検証機関登録申請書」※ 1	紙	2	代表者等の押印があること (1部は收受印を押印後、控えとして返却)
	電子	1	電子メール又は電子媒体 (CD等) で提出
「検証機関登録申請者誓約書」	紙	2	代表者等の押印があること (1部は收受印を押印後、控えとして返却)
	電子	1	電子メール又は電子媒体 (CD等) で提出
「検証機関登録申請者略歴書」※ <sup>3</sup>	紙	2	職歴として所属していた団体名及び所属していた期間は必ず記入すること。(1部は收受印を押印後、控えとして返却)
	電子	1	電子メール又は電子媒体 (CD等) で提出
「検証機関概要書」	紙	2	機関の名称、検証業務を行う営業所の名称及び所在地、検証主任者の配置等
	電子	1	電子メール又は電子媒体 (CD等) で提出
営業所の案内図※ <sup>3</sup>	紙	1	

- ・JI：妥当性検証又は排出削減量検証を行ったごとに各 1 件とみなす。
- ・設備認定又は電力量認証を行ったごとに各 1 件とみなす。
- ・モニタリング計画の有効化検証又は基準排出量（削減量）を行ったごとに各 1 件とみなす。

p. 25～26

書類名等	媒体	部数	留意事項
「検証機関登録申請書」※ 1	紙	2	代表者等の押印があること (1部は收受印を押印後、控えとして返却)
	電子	1	電子メール又は電子媒体 (CD等) で提出
「検証機関登録申請者誓約書」	紙	2	代表者等の押印があること (1部は收受印を押印後、控えとして返却)
	電子	1	電子メール又は電子媒体 (CD等) で提出
「検証機関登録申請者略歴書」※ <sup>3</sup>	紙	2	職歴として所属していた団体名及び所属していた期間は必ず記入すること。(1部は收受印を押印後、控えとして返却)
	電子	1	電子メール又は電子媒体 (CD等) で提出
「検証機関概要書」	紙	2	機関の名称、検証業務を行う営業所の名称及び所在地、検証主任者の配置等
	電子	1	電子メール又は電子媒体 (CD等) で提出
営業所の案内図※ <sup>3</sup>	紙	1	

登記事項証明書(法人の場合)※ <sup>4</sup>	紙	1	会社の登記簿(履歴事項全部証明書) (申請日より3月以内に発行されたもの)
申請者の住民票の写し(個人の場合)※ <sup>4</sup>	紙	1	「住民票の写し」の取得が困難な場合、他の公的な証明書
検証主任者登録証の写し※ <sup>3</sup>	紙	1	第2部第2章1(1)に基づき各部門に1名以上設置する検証主任者に限る。
検証主任者が検証機関の役員か、無期若しくは1年以上の有期の雇用契約を締結する従業員であることを証する書類※ <sup>3</sup>	紙	1	第2部第2章1(1)に基づき各部門に1名以上設置する検証主任者に限る。 雇用契約書の写し(雇用契約の場合)など
検証業務規程 「検証業務規程届出書」※ <sup>2</sup> ※ <sup>3</sup>	紙	1	規程内容につき他の業務文書を引用している場合は、当該文書も併せて提出すること。※使用言語は日本語であること。
管理・検証精度確保部門の業務文書※ <sup>3</sup>	紙	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証機関の組織体制に関する規程</li> <li>・検証主任者等の管理に関する規程</li> <li>・文書・記録類の管理に関する規程</li> <li>・内部監査の実施に関する規程</li> <li>・異議申立てへの対応に関する規程</li> <li>・独立性に関する規程</li> <li>・その他必要な文書</li> </ul> 内容は、P10 第2部第2章1(2)イを参照

※1 更新登録申請にあつては、登録有効期間の満了の日前30日までに提出すること。

なお、更新登録申請の受付は、登録有効期間の満了の日の3か月前から開

登記事項証明書(法人の場合)※ <sup>4</sup>	紙	1	会社の登記簿(履歴事項全部証明書) (申請日より3月以内に発行されたもの)
申請者の住民票の写し(個人の場合)※ <sup>4</sup>	紙	1	「住民票の写し」の取得が困難な場合、他の公的な証明書
検証主任者登録証の写し※ <sup>3</sup>	紙	1	第2部第2章1(1)に基づき各部門に1名以上設置する検証主任者に限る。
検証主任者が検証機関の役員か、無期若しくは1年以上の有期の雇用契約を締結する従業員であることを証する書類※ <sup>3</sup>	紙	1	第2部第2章1(1)に基づき各部門に1名以上設置する検証主任者に限る。 雇用契約書の写し(雇用契約の場合)など
検証業務規程 「検証業務規程届出書」※ <sup>2</sup>	紙	1	規程内容につき他の業務文書を引用している場合は、当該文書も併せて提出すること。※使用言語は日本語であること。
管理・検証精度確保部門の業務文書※ <sup>2</sup>	紙	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証機関の組織体制に関する規程</li> <li>・検証主任者等の管理に関する規程</li> <li>・文書・記録類の管理に関する規程</li> <li>・内部監査の実施に関する規程</li> <li>・異議申立てへの対応に関する規程</li> <li>・独立性に関する規程</li> <li>・その他必要な文書</li> </ul> 内容は、P10 第2部第2章1(2)イを参照

※1 更新登録申請にあつては、登録有効期間の満了の日前30日までに提出すること。

※2 登録申請時に提出できない場合は、検証業務を開始する2週間前までに提出すること。

始する。

また、同一年度に複数回の登録申請を予定している場合は、有効期間の満了日ごとに申請書類を作成した上で、有効期間の満了日の早いほうに合わせて提出することができる。

- ※2 登録申請時に提出できない場合は、検証業務を開始する2週間前までに提出すること。
- ※3 更新登録申請にあつては、既に埼玉県へ提出しているものと1部内容に変更がない場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書を提出すること。
- ※4 更新登録申請にあつては、内容に変更がなく、申請日を基準に6月前までに作成されたものを埼玉県へ提出している場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書を1部提出すること。

※3 更新登録申請にあつては、既に埼玉県へ提出しているものと1部内容に変更がない場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書を提出すること。

※4 更新登録申請にあつては、内容に変更がなく、申請日を基準に6月前までに作成されたものを埼玉県へ提出している場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書を1部提出すること。